

指定居宅介護支援事業所ファインハイム 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安誠福祉会が開設する指定居宅介護支援事業所ファインハイム（以下、「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所ファインハイム
- 二 所在地 埼玉県さいたま市桜区宿372番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は指定居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 12月31日から翌年の1月3日までを除く、月曜日から金曜日とする。ただし、必要に応じてこれ以外の日も営業する。
- 二 営業時間 9:00から18:00までとする。ただし、必要に応じてこれ以外の時間も営業する。
- 三 連絡体制 電話等により必要に応じて常時、連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、料金の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 利用者宅又は第3条に規定する事業所の所在地
- 二 課題分析の方法 ガイドライン・包括的・MDS-HC
- 三 サービス担当者会議開催場所 利用者宅又は第3条に規定する事業所の所在地
- 四 居宅訪問及びモニタリングの頻度 月1回以上
- 五 モニタリングの結果記録 月1回

(通常の業務の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市桜区・中央区・浦和区・大宮区・西区・南区とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた、指定居宅サービスに関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、もしくは提示の求め又は当該市町村からの照会等に応じ、協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 4 自らが居宅サービス計画に位置付けた、指定居宅サービス等に対する国民健康保険団体連合会への申立て等の苦情に関して、利用者に対して必要な援助を行う。

(事故の発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、すみやかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行う。

(個人情報の保護)

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス

の提供以外の目的では原則、利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族に同意を得るものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族等からの苦情・虐待処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護するもの）による利用者への虐待を発見した場合は、速やかに市町村等に通報するものとする。

(事業継続計画)

第12条 事業所は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、また、その計画に従って必要な研修等を行うものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示する。また、研修会等を行い、感染症対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意点)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人安誠福社会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は 平成24年 4月 1日から施行する。
平成31年 4月 1日から施行する。
令和 6年 1月 1日から施行する。